年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 平成30年1月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号:中国四国(受)第1700097号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第1700035号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年10月1日から昭和55年5月1日に訂正し、昭和54年10月から昭和55年4月までの標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

昭和54年10月1日から昭和55年5月1日までの期間については、厚生年金保険 法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として 記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年10月1日から昭和55年5月1日まで

私は、A事業所に昭和55年4月30日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和54年10月1日と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A事業所において昭和 51 年4月1日に 雇用され、昭和55 年4月25日に離職していることが確認できる。

また、請求者が同時期に退職したとして名前を挙げた同僚3名のA事業所に係る雇用保険の離職年月日は、請求者と同日であることが確認でき、いずれも「昭和55年4月まで請求者と一緒に勤務していた。」と回答しているところ、当該同僚の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和55年5月1日と記録されている。

さらに、請求者のA事業所に係る被保険者原票によると、喪失年月日は昭和 54 年 10 月 1 日と記録されているが、同年 10 月の定時決定における標準報酬月額が抹消されることなく記録されており、請求期間当時の社会保険事務所(当時)において、請求者に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、請求者の被保険者原票には、A事業所を管轄した社会保険事務所が喪失年

月日から約7か月後の昭和55年5月12日に当該喪失に係る事務処理を行った記録が確認でき、請求者に係る資格喪失届は同年5月に提出されたものと推認できるところ、上記同僚に係る被保険者原票の処理年月日は、請求者と同日であることが確認できる上、請求者の喪失年月日の前後4年間に同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者の被保険者原票によると、請求者を除く全員の処理年月日は喪失年月日から1か月以内であることが確認できる。

以上のことから、事業主が請求者について、昭和 54 年 10 月 1 日に資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、 請求者が昭和 55 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社 会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の被保険者原票における昭和54年10月定時決定の記録から、6万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号:中国四国(受)第1700073号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第1700037号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成 15 年 7 月 30 日は 32 万 1,000 円、同年 12 月 30 日は 33 万 8,000 円及び平成 16 年 3 月 31 日は 13 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日及び平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月30日、同年12月30日及び平成16年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月30日

② 平成15年12月30日

③ 平成16年3月31日

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③(以下「請求期間」 という。)において賞与の支給があったのに、当該賞与に係る年金の記録が無いの で、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の関係事業所から提出された支給控除項目一覧表及び請求者が提出した 預金通帳から、請求者は、請求期間において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生 年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料 額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準 賞与額のいずれか低い方の額を認定することから、請求者の請求期間①に係る標準賞 与額については、上記一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から 32 万 1,000 円に訂正することが必要である。

さらに、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記一覧表により確認できる賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求期間②は33万8,000円、請求期間③は13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求 どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない ことから、行ったとは認められない。 厚生局受付番号:中国四国(受)第1700074号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第1700038号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成 15 年 7 月 30 日は 32 万 1,000 円、同年 12 月 30 日は 33 万 8,000 円及び平成 16 年 3 月 31 日は 13 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日及び平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月30日、同年12月30日及び平成16年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月30日

② 平成15年12月30日

③ 平成16年3月31日

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③(以下「請求期間」 という。)において賞与の支給があったのに、当該賞与に係る年金の記録が無いの で、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除項目一覧表及び請求者が提出した預金通帳から、 請求者は、請求期間において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事 業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料 額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準 賞与額のいずれか低い方の額を認定することから、請求者の請求期間①に係る標準賞 与額については、上記一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から 32 万 1,000 円に訂正することが必要である。

さらに、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記一覧表により確認できる賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求期間②は33万8,000円及び請求期間③は13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求 どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない ことから、行ったとは認められない。 厚生局受付番号:中国四国(受)第1700091号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第1700039号

第1 結論

請求者のA社における平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額を 20 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月12日

A社から、育児休業期間中であった平成18年12月12日に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」、同社の回答及び年金事務所が提出した請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年8月10日から平成19年4月30日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したことから、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の対象とならない記録となっていることが確認できる。

しかしながら、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の2の規定により、当該育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、同法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細等において確認できる賞与支給額から 20 万 6,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

厚生局受付番号:中国四国(受)第1700007号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第1700036号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社C事業所(以下「C事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社D事業所(以下「D事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のA社E事業所(以下「E事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のA社F事業所(以下「F事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥及び⑦について、請求者のA社G事業所(以下「G事業所」という。) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のA社H事業所(以下「H事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和23年6月1日から昭和24年5月1日まで

- ② 昭和24年5月1日から同年8月1日まで
- ③ 昭和24年8月1日から同年10月1日まで
- ④ 昭和24年10月1日から昭和25年1月1日まで

- ⑤ 昭和25年1月1日から昭和26年3月1日まで
- ⑥ 昭和26年3月1日から同年7月1日まで
- ⑦ 昭和26年9月21日から昭和28年11月1日まで
- ⑧ 昭和29年1月1日から昭和31年4月1日まで

私は、昭和23年6月頃から昭和31年3月頃まで、A社に常傭の本雇いとして雇用され、同社の指示により、各現場事業所(請求期間①はB事業所、請求期間②はC事業所、請求期間③はD事業所、請求期間④はE事業所、請求期間⑤はF事業所、請求期間⑥及び⑦はG事業所並びに請求期間⑧はH事業所)において「I職種」としてJ作業に携わる業務に従事した。

最初に勤務した事業所で同時期に入社した同郷の同僚3名は、勤務期間及び勤務地が全て同一ではなかったが、職務及び雇用形態は同じであり、その後も当該同僚と同様に事業所を異動し、各現場事業所で厚生年金保険の加入手続が行われ、A社から支給された給与より厚生年金保険料が控除されていたことを、同僚と一緒に給与明細書で確認した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧まで(以下「請求期間」という。)において、請求者がA社の各事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同郷の同僚3名が生前に記載したとする請求者の勤務を証する書面、当該同郷の同僚3名の生前の回答及び陳述(請求者が本件請求と同様の内容に係る年金記録の確認申立てを総務省年金記録確認 K地方第三者委員会に対し行った際に、当該3名が調査に協力し提出した回答及び聴取での陳述である。本件請求が行われた時点で当該3名は死亡しているため、以下「生前の回答及び陳述」という。)、請求者が提出した同僚の日誌及び集合写真等から、時期は特定できないものの、請求者がA社のいずれかの事業所において就労していたことは推認できる。

また、請求期間①について、請求者は、昭和23年6月1日から昭和24年5月1日までの期間にB事業所に勤務したとしているところ、適用事業所記号番号索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同事業所は、昭和23年6月1日から昭和25年2月1日まで「A社出張所(所在地は、K県B町)」の事業所名称で厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる上、当該被保険者名簿において、同時期に入社したとする同郷の同僚3名のうち2名及び請求者がA社への入社を勧められたとする請求者の兄は、昭和23年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年6月1日に資格を取得している14名は、年金手帳の厚生年金保険の記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)においても同日に連番で同記号番号が払い出されていることが確認できるものの、被保険者名簿及び払出簿におい

て請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番はない。

また、請求者は、「現場事業所を異動する I 職種は常傭(本雇い)の雇用形態で、 臨時で働く現地採用者とは違い、全員が厚生年金保険に加入する扱いであった。」 旨を主張しているが、i) 同郷の同僚3名のうち1名は、「A社にはB事業所から 勤務したが、厚生年金保険に加入したのは、昭和 27 年頃に勤務した別の事業所か らである。」旨の生前の回答及び陳述があるところ、当該同僚は、その生前の回答 及び陳述する時期にA社の他の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を初 めて取得していることが確認できること、ü)同社の事業所のうち、請求期間にお いて厚生年金保険の適用事業所であった事業所で厚生年金保険の被保険者記録が ある者に照会を行ったところ、生前の回答及び陳述をした I 職種の者を含む5名 は現地採用であった旨を回答していること、iii)同社の請求期間後の元総務担当者 は、「当社の各現場事業所に勤務する従業員は、本社で採用された正社員以外は現 地採用者であった。現地採用者の厚生年金保険の加入手続は各事業所で行われ、現 場の所長や経理担当者に現場事業所が厚生年金保険の適用事業所になることも任 されており、事業所が適用事業所になった場合でも厚生年金保険に加入させていな い現場の従業員がいた。」と陳述していることから判断すると、B事業所では、請 求者の主張する各事業所を異動する I 職種であっても必ずしも全員を厚生年金保 険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、「請求期間当時の資料は保管していないため、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については確認できない。」旨を回答している上、同郷の同僚3名が記載した前述の勤務を証する書面、並びに当該同郷の同僚のうち2名は、「請求者の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については分からない。」とする生前の回答及び陳述からは、請求者が請求期間①において厚生年金保険料を事業主から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 請求期間②について、請求者は、昭和24年5月1日から同年8月1日までの期間にC事業所において勤務したとしているが、日本年金機構L広域事務センターにおいて事業所名簿検索システム(厚生年金保険適用事業所名簿等を電子データ化したもの)による調査を行っても、同事業所は、当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、同郷の同僚3名のうち2名は、請求期間②において、A社の別の事業所における被保険者記録が確認できる上、残る1名のC事業所に勤務していた旨の生前の回答及び陳述しているが、厚生年金保険の加入記録は無いことから、請求者の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、同僚の陳述及び関連資料を得ることができない。

さらに、A社の事業所のうち、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった事業所において被保険者記録がある者に照会を行い、C事業所において勤務し

ていた旨を回答した者は、「請求者は現地採用の職員としてA社に採用されたことを記憶している。事業所では、厚生年金保険の加入は強制ではなく、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しており、請求期間②において厚生年金保険の被保険者記録は無い上、前記1で述べたとおり元総務担当者の陳述から判断すると、同社の各事業所では、請求者の主張する各事業所を異動する I 職種であっても必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 請求期間③について、請求者は、昭和24年8月1日から同年10月1日までの期間にD事業所において勤務していたとしているが、事業所索引簿及び被保険者名簿によると、同事業所は、当該期間より後の昭和25年11月26日から昭和26年6月1日まで「A社M出張所(所在地は、N県O町)」の事業所名称で厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間③においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該被保険者名簿において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番はない。

また、A社の事業所のうち、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行ったところ、D事業所において勤務したとする3名は、請求者と一緒に勤務した記憶はない旨を回答しており、請求者の請求期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況等について同僚の陳述や関連資料を得ることができない。

さらに、D事業所に勤務したとする同郷の同僚3名及び前述の回答のあった3名のうち2名は同事業所の被保険者名簿において被保険者記録は無い上、前記1で述べたとおり元総務担当者の陳述から判断すると、同事業所では、請求者の主張する各事業所を異動するI 職種であっても必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 請求期間④について、請求者は、昭和24年10月1日から昭和25年1月1日までの期間にE事業所において勤務したとしているが、日本年金機構L広域事務センターにおいて事業所名簿検索システムによる調査を行っても、同事業所は、当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社から提出された『A80 周年記念誌』及び『A100 年の仕事 』の社史において、同社の現場事業所に係る履歴を確認したが、請求期間に係るE事業所の記述は確認できない。

さらに、同郷の同僚3名のうち2名は、「請求者と一緒に勤務した記憶はない。」 又は「E事業所では勤務していない。」と生前の回答及び陳述をしており、A社の 事業所のうち、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった事業所の被保 険者記録がある者に照会を行ったが、いずれもE事業所において勤務したとする者 はおらず、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、同僚の陳述及び関連資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情も見当たらない。

5 請求期間⑤について、請求者は、昭和25年1月1日から昭和26年3月1日までの期間に下事業所において勤務したとしているが、事業所索引簿及び被保険者名簿によると、同事業所は、当該期間より後の昭和27年2月1日から同年12月28日まで「A社出張所(所在地は、P県Q町)」の事業所名称で厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑤においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該被保険者名簿において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番はない。

また、F事業所の被保険者名簿において被保険者記録のある者でC事業所及びD事業所に勤務したとする者は、「請求者とF現場では一緒に勤務した記憶はない。事業所では、厚生年金保険の加入は強制ではなかった。」旨を回答している上、前記1で述べたとおり元総務担当者の陳述から判断すると、F事業所では、請求者の主張する各事業所を異動するI職種であっても必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、F事業所に勤務したとする同郷の同僚3名のうち2名及び同事業所の被保険者名簿において被保険者記録の確認できる2名の請求者と勤務したことを記憶していないとする生前の回答及び陳述があり、請求者の請求期間⑤の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、同僚の陳述及び関連資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情も見当たらない。

6 請求期間⑥及び⑦について、請求者は、昭和 26 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 9 月 21 日から昭和 28 年 11 月 1 日までの期間にG事業所において勤務したとしているが、日本年金機構し広域事務センターにおいて事業所名簿検索システムによる調査を行っても、同事業所は、当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、G事業所で請求者と一緒に勤務したとする生前の回答及び陳述がある同郷の同僚3名は、請求期間⑥及び⑦のうち、一部の期間にA社の別の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該期間を除くその他の期間については、厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、前記1で述べたとおり元総務担当者の陳述がある上、請求期間において、A社の別の事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者からは、I 職種を含む複数の同僚が「現地採用であった。」あるいは「現地採用者は厚生年金保険に加入していなかった。」旨の生前の回答及び陳述をしている。

加えて、請求者が提出したG事業所で撮影されたとする作業現場における集合写

真に写った同僚の生前の回答及び陳述から、期間は特定できないものの、請求者は 同事業所があったとするR社S事業所の敷地内の作業現場において就労していた ことはうかがえるが、当該写真からは事業主により厚生年金保険料を控除されてい たことを推認することはできず、請求者の請求期間⑥及び⑦の勤務実態及び厚生年 金保険料の控除等について同僚の陳述及び関連資料を得ることはできない。

なお、厚生年金保険適用事業所名簿によると、請求事業所であるG事業所と似た事業所名称として、R社S事業所が確認できるところ、同社は、「請求期間⑥及び⑦に係る当時の資料は保管しておらず、請求者の雇用実態及びA社と当社との関係については不明である。」旨を回答している上、同社S事業所の被保険者名簿において請求者及び同郷の同僚3名の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑥及び⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認 できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

7 請求期間®について、請求者は、昭和29年1月1日から昭和31年4月1日までの期間にH事業所において勤務したとしているが、日本年金機構L広域事務センターにおいて事業所名簿検索システムによる調査を行っても、同事業所は、当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前記1で述べたとおり元総務担当者の陳述がある上、請求期間において、A社の別の事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者からは、I 職種を含む複数の同僚が「現地採用であった。」あるいは「現地採用者は厚生年金保険に加入していなかった。」旨の生前の回答及び陳述をしている。

一方、請求者は、「昭和 26 年 7 月 12 日から同年 9 月 21 日までのH事業所の現場に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できたのであれば、A社で勤務した全ての期間について厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたという証拠となる。」旨を主張しているところ、請求者の基礎年金番号(****-******)によると、平成 19 年 10 月 25 日に記録統合された昭和 26 年 7 月 12 日から同年 9 月 21 日までの記録(厚生年金保険手帳記号番号****-*****)は、H株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録であることが確認でき、請求者が主張するH事業所の記録ではない。

また、H株式会社(後のT社U事業所)を承継したV社W事業所は、「当社が保管する『厚生年金資格取得届綴り』及び『厚生年金資格喪失届綴り』によると、請求者に係る昭和26年7月12日から同年9月21日までの厚生年金保険の資格適用記録がある。」と回答し、請求者に係る厚生年金保険資格取得届及び同資格喪失届の写しを提出しているところ、同社の保存する当該資格記録は請求者のオンライン記録及びH株式会社の被保険者名簿に記載されている請求者の記録と一致している。

さらに、V社W工場は、「H株式会社に係る厚生年金保険の資格適用記録が確認できる期間以外の期間について、請求者に係る資格適用記録は無く、ほかに請求期間⑧当時の関係資料も保管していないので、請求者及びA社との関係等については

不明である。」旨を回答しており、請求期間®においてH株式会社の被保険者名簿に請求者及び同郷の同僚3名の氏名は見当たらない。

加えて、上記資格喪失届の資格喪失原因欄には『依願解雇』の記載が確認できるところ、V社W工場は、当該記載事項からすると、請求者がH株式会社を退職後に再雇用がなされたとは考え難い旨を回答している。

このほか、請求者の請求期間®に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情も見当たらない。

8 請求者が請求期間より後の期間において厚生年金保険の被保険者記録の確認できる事業所から提出された請求者に係る『労働者名簿』及び『厚生年金保険被保険者証再交付申請書』によると、当該名簿の「学歴、経歴」欄には、最初の勤務先として「昭和22年5月 X事業所入所」と記載され、A社に関する入社履歴の記載は無い上、当該再交付申請書の「最初に厚生年金保険の資格を取得した事業所」及びその「資格取得年月日」欄には、「Y事業所」及び「昭和39年12月1日」と記載されていることからすると、請求者は、請求期間後に勤務した時点において、A社で勤務していたとする請求期間をX事業所に勤務していた期間として記憶し、請求期間において厚生年金保険に加入していないことを認識していた可能性がうかがえる。

なお、日本年金機構L広域事務センターにおいて事業所名簿検索システムによる 調査を行っても、X事業所は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であっ たことは確認できない。

また、請求期間において、A社本社に係る被保険者名簿を確認したが、請求者及び同郷の同僚3名の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当 該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせ る関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所(当時)に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号:中国四国(受)第1700092号 厚生局事案番号:中国四国(脱)第1700001号

第1 結論

昭和 25 年 12 月 21 日から昭和 32 年 7 月 27 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和25年12月21日から昭和32年7月27日まで 私がA社(現在は、B社)のC支店及びD支店に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金の請求を行った記憶はないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和32年において、同資格を喪失した者24名(請求者を含む。)の脱退手当金の支給記録を調査したところ、23名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち22名は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度施行(昭和36年4月1日適用)前であったことを踏まえると、請求者についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認できる。

また、請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和32年9月21日に支給決定されているほか、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者は、「A社D支店を退職した当時、再就職は考えていなかった。」と陳述しているとおり、その後は厚生年金保険への加入歴はないことからすると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、B社は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、当時のことが分かる者 もいないため、脱退手当金の請求手続等は不明である。」と回答している上、請求者 から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。